

令和9年さいたま市二十歳の集い会場設営・警備誘導業務要求水準書

1 業務名

令和9年さいたま市二十歳の集い会場設営・警備誘導業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月11日まで

3 履行場所

さいたま市緑区美園2丁目1 外（埼玉スタジアム2002及び周辺）

4 予算の上限額

27,738,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

さいたま市では、本市の未来を担う若者を市民こぞって祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、令和9年さいたま市二十歳の集いを開催する。

本業務は、本事業の参加者（二十歳（対象者）・家族・来賓等）が安全かつ円滑に参加できる環境を整えることを目的とし、会場内外でのトラブルの未然防止、参加者及び車両の適切な誘導、安全確保のための警備体制の構築・運用等を実施して、式典を滞りなく運営するものである。

6 開催概要

(1) 開催概要案

①名称 「令和9年さいたま市二十歳の集い」

②主催 さいたま市・さいたま市教育委員会・さいたま市選挙管理委員会・さいたま市二十歳の集い実行委員会

③開催日時 令和9年1月11日（月・祝）

11時45分～ 開場（予定）

13時00分～ オープニング [15分]

13時15分～ 式典 [30分]

開式／国歌斉唱／式辞（市長）／祝辞（市議会議長）

来賓・主催者紹介／スペシャルメッセージ（メッセージ動画）／社会貢献活動の発表／はたちの誓い（12名予定）／閉式

13時45分～ アトラクション [30分]

14時15分～ 参加者移動 [15分]

14時30分～ 再会の広場※ [60分]

(会場内に市内中学校名の看板を設置し、二十歳(対象者)が集まり自由に歓談する時間)

15時30分～ 終了・閉場(予定)

④式典開催場所 埼玉スタジアム2002

※開催概要案の正式決定は、さいたま市二十歳の集い実行委員会の承認を得て確定するため、詳細は今後変更になる可能性がある。

(2) 想定参加人数(過去実績からの想定)

ア 二十歳(対象者)・家族想定参加人数

二十歳(対象者)	家族
約9,500名	約2,500名

二十歳(対象者)・家族の来場手段想定

公共交通機関利用者	自家用車利用者 (送迎含む車両台数)	その他 (自転車・徒歩など)
約6,500名	約5,150名 (約2,600台)	約350名

イ 主催・来賓出席者数

登壇主催者	登壇来賓(国会議員・県議会議員・市議会議員)	一般来賓(二十歳代表家族・自治会・教職員等)
17名	約90名	約200名

主催・来賓は自動車での来場を見込んでいる。

(3) 式典参加方法

二十歳(対象者)・家族は、「さいたま市みんなのアプリ」にて事前申込みを行い、入場に必要の入場券等を取得した上で来場するものとする(事前申込の受付や入場券等の発行は、さいたま市みんなのアプリ運営事業者が実施するものとする)。

(4) 施設使用可能時間

埼玉スタジアム2002

前日(準備) 令和9年1月10日(日) 13時00分～21時00分

当日(準備・本番・撤去) 令和9年1月11日(月・祝) 8時00分～20時00分

※前日の使用可能時間は変更となる可能性あり

7 業務内容

参加者特性(対象が二十歳、振袖等の正装者が含まれる、家族・来賓を伴う等)及び埼玉スタジアム2002の周辺環境を十分理解したうえで、以下の業務を実施すること。

なお、本市においては、埼玉スタジアム2002のメインピッチ上の使用を想定していないため、メインピッチを使用した企画提案を行う場合は、埼玉県や埼玉スタジアム2002指定管理者と十分協議したうえで提出すること。

また、本市等が委託する式典の進行や演出、臨時バスの運行等に係る他の業務受託者等

と連携し、業務を実施すること。

(1) 業務の概要

【会場設営業務】

会場設営は前日 13 時～21 時及び式典当日 10 時までに行い、撤収作業は式典当日 20 時までに行うこと。

①客席等の設営及び撤去

ア 二十歳（対象者）・家族席

二十歳（対象者）や家族の座席はメインスタンドとバックスタンドを使用し、12,000 席以上確保すること。荒天候時は参加者が濡れない屋根のあるエリアに着席できる計画とすること。使用する座席は、当日開場前までに清掃し、振袖等を着用する参加者が快適に参加できるようにすること。併せて、当日の防寒対策について企画提案すること。

イ 一般来賓席

一般来賓席はメインスタンドVIP席等を使用し、200 席以上確保し、前日又は当日開場前に清掃すること。

ウ 障害者席

対象者・付添の着席位置、バリアフリー動線、エレベーター使用等について、荒天時も踏まえた計画とすること。

②手荷物検査場・入場ゲートの設営及び撤去

二十歳（対象者）や家族の入場は南門を利用するものとし、南門通過前に手荷物検査及び入場ゲートを設置すること。手荷物検査及び入場ゲートは 16 人以上がそれぞれ同時に通過できるような仕様とすること。

なお、北門を手荷物検査及び入場ゲートとして併せて利用することを妨げるものではないが、南門をメインゲートとすること。

③総合案内・当日受付の設営及び撤去

南門や南広場の付近に参加者向けの総合案内・当日受付を設置すること。

④再会の広場の設営及び撤去

二十歳（対象者）が各中学校単位で集まり自由に歓談する時間となる「再会の広場」をスタジアム内のコンコース等で実施できる計画とすること。

また、悪天候時は参加者が濡れない屋根のあるエリアで実施できる計画とすること。

なお、移動方法に工夫を凝らし、短時間でスムーズな運営方法とすること。特に、参加者が滞留しないよう適切に誘導を行うこと。

⑤救護所及び託児室の運営

スタジアム内に救護室を設置するとともに救護室に看護師を手配し、市職員と連携し、救護人の対応を行うこと。

また、同じくスタジアム内に託児室を設置するとともに託児室に保育士を手配し、託児を行うこと。

⑥来賓受付の設営及び撤去

北側ゴール裏エリアやメインスタンドVIP席等に着席する来賓（登壇来賓・一般来賓）

をスムーズに誘導できる場所に受付を設置すること。

⑦関係者控室の設営及び撤去

以下の関係者の控室等の設営・撤去及び清掃を行うこと。

控室	用途
審判室	市長控室
A 0 1 5	副市長・水道事業管理者・代表監査委員等の控室
A 0 1 4	二十歳代表控室
ドーピングコントロール室	正副議長控室
控室（２）（３）	市議会議員控室
控室（１）	国会議員・県議会議員控室
B 1 3 3	国歌斉唱者控室
B 1 3 4	アトラクション出演者控室
会議室 1	オープニング出演者控室
控室（大会運営室横）	司会者・手話通訳者・要約筆記者等控室
医務室	救護室
A 2 0 7	託児室
大会運営室	主催者本部及び警察関係者本部 ※大会運営室内をパーテーションで区切ること

※その他控室は市との協議により使用すること。

⑧警察官待機場所の設営及び撤去

各警察署等から派遣される警察官の待機場所をスタジアム内及び南門・南広場周辺に設置すること。

⑨市職員・ボランティアスタッフ待機場所の設営及び撤去

本部業務、式典進行、来賓受付、受付等の業務には、委託者側でも市職員（約 90 名）、ボーイスカウト（約 70 名）、ガールスカウト（約 30 名）を係員として配置することから、係員の待機場所をスタジアム内に設置すること。

⑩看板類・必要物品の手配及び設置、撤去

会場の運営に必要な物品等について、以下の内容を踏まえ、作成したうえで設置すること。なお、設置場所や表示物のデザイン、準備物品の数等については、本市が提示する過去の具体例を踏まえ、契約後協議の上、確定させるものとする。

<案内誘導看板>

式典看板（記念撮影用として複数設置を想定、動線を考慮すること）、ステージ看板、場内案内立札、受付誘導看板、手持ち誘導プラカード、入場および式典看板列最後尾案内プラカード、国旗、市旗、駐車場誘導立看板、託児所誘導看板、手話通訳表示看板、トイレ表示、注意事項等含む。

<来賓受付>

テーブル（スカート・クロス付）、椅子、誘導柵、胸章、使い捨てカイロ、アルコール

ル消毒液、トランジスターメガホン、名刺盆受け、ストーブ等

<再会の広場>

区域サイン 11 (10 区+市外中学校分)、学校別サイン塔 76 (市内 75 中学校+市外中学校分、学校名を表示・区毎に色分け)、その他必要な備品。(中学校以外のサイン塔で再会の広場の運営に有効なものがあれば事務局と協議すること。)

<関係者控室>

おしぼり、ペットボトル等の飲み物、ハンガー、ハンガーラック、ゴミ箱等

<救護室>

車いす、救急箱、エチケット袋や嘔吐処理剤、ハイター、アルコール消毒液、液体泡石鹸、ティッシュ等

<託児室>

電気ポットや赤ちゃん用麦茶(紙パック)、ガーゼ等

<その他必要な備品>

誘導案内等に有効なものがあれば、事務局と協議すること。

⑪廃棄物等処理

式典の実施に伴い発生する廃棄物について、適正かつ責任をもって処理すること。

また、廃棄物については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等に適切に分別を行い、参加者および関係者に対して分別を促すための表示・案内を行うこと。

会場内外に設置するゴミ箱については、参加者の動線や混雑状況を考慮した適切な数量および配置とし、会場の美観および安全性の確保に努めること。

式典終了後は、会場およびその周辺について速やかに清掃を行い、廃棄物を残置しないこと。

廃棄物の収集・運搬・処分については、必要に応じて許可を有する事業者へ委託するなど、法令に基づき適正に実施すること。

⑫その他

舞台(幅 3.6m程度、奥行き 3.6m程度、高さ 0.3m程度)は北側ゴール裏の人工芝エリアに設置し、また、舞台横に登壇主催者・登壇来賓席を 90 席以上設置するが、この業務は、別途委託する式典の進行や演出に係る他の業務受託者受託業務の範囲となるため、留意すること。

【警備誘導業務】

二十歳(対象者)や家族の入場は南門を利用するものとし、退場ゲートや入退場動線については、参加者が安全に入退場できる方法で提案すること。

なお、北門を併せて利用することを妨げるものではないが、南門をメインゲートとすること。

送迎車両対策として、正面駐車場(主に南側を利用)のほか、北駐車場、北第 2 駐車場、大門上池調節池底面広場などを送迎場所として利用し、周辺道路の渋滞緩和策を企画提案すること。また、送迎車両については、送迎場所において停車・乗降させるものとし、

そのための場内動線を企画提案するとともに必要な人員を配置すること。

なお、大門上池調節池底面広場を使用する場合には、令和9年1月11日（月・祝）8時から21時までの間で計画をすること。

また、悪天候時における各エリアでの参加者の歩行動線の確保や適切な案内誘導の方法についても併せて提案すること。

なお、東駐車場内の警備・誘導や臨時バスの発着場所周辺の警備誘導は、「令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務」の受託業務の範囲となるため、留意すること。

①警備員の業務内容

以下の業務内容を踏まえ、各エリア「資料1 警備誘導エリア図」において、必要となる業務を行うこと。また、これに必要な資材・消耗品・人員の手配も併せて行うとともに、人員の調整及び当日管理を行うこと。

なお、状況により、各エリアでの警備員を増員できるよう、機動要員をもうけることとし、企画提案にあたっては、各エリア及び機動要員に必要となる人員をそれぞれ提案すること。

<業務内容>

ア 会場内外の安全確保

不審者・不審物の監視、参加者・関係者専用エリアの区分管理、立入禁止区域への侵入防止

イ 手荷物検査場・入場ゲート、来賓受付における警備

手荷物検査、参加者の動線管理、入口での混雑抑制・トラブル対応、来賓の案内誘導

ウ 式典中の巡回警備

会場内の安全確認、騒音・迷惑行為の早期発見・対応、救護対応が必要な場合の迅速な連絡

エ 駐車場・周辺道路の安全管理

駐車場区画での車両誘導、送迎場所での車両誘導、搬出入車両の誘導、歩行者の安全確保、会場周辺の渋滞緩和のための案内、違法駐車防止

オ トラブル対応

参加者同士の口論・酒気帯び者の対応、事故発生時の初期対応（通報・関係部署への連絡）、天候悪化（大雪・強風など）への対応

カ 緊急時対応（危機管理）

避難経路の確保、火災・地震等の発生時の誘導補助、緊急車両の受け入れルート確保、警備誘導計画に基づく危機管理の実施

<警備員の従事体制及び警備実施時間>

従事日	配置場所	業務内容	警備実施時間
1月10日	エリア1（緑）	ア、カ	13:00～21:00
1月11日	エリア1（緑）	ア、ウ、オ、カ	8:00～18:00
	エリア2（青）	ア、イ、ウ、オ、カ	8:00～18:00

	エリア3 (紫)	エ、オ、カ	8:00~18:00
	エリア4 (紺)	エ、オ、カ	8:00~18:00

②誘導員の業務内容

以下の業務内容を踏まえ、各エリア（「資料1 警備誘導エリア図」を参照）で必要となる業務を行うこと。また、これに必要な資材・消耗品・人員の手配も併せて行うとともに、人員の調整及び当日管理を行うこと。

<業務内容>

ア 入場誘導及び入場受付

入場ゲートへの案内と混雑緩和、参加者・来賓の案内区分け、入場ゲートにおける参加者受付

イ 会場内の誘導

座席案内や滞留の解消、人の流れを見ながらの柔軟な案内

ウ 駐車場・交通誘導（警備担当と連携）

駐車場区画での車両誘導、送迎場所での車両誘導、送迎歩行者の安全確保、会場周辺の渋滞緩和のための案内

エ 案内表示／情報提供

当日受付やトイレ、再会の広場の案内、落とし物・忘れ物対応、式典プログラムの案内

オ 退場誘導

式典終了後のスムーズな退場誘導、出口での混雑緩和、分散退場の声かけ・案内

カ 緊急時対応（危機管理）

避難経路の確保、火災・地震等の発生時の誘導補助、警備誘導計画に基づく危機管理の実施

<誘導員の従事体制及び誘導実施時間>

従事日	配置場所	業務内容	誘導実施時間
1月11日	エリア1 (緑)	イ、エ、オ、カ	8:00~18:00
	エリア2 (青)	ア、エ、オ、カ	8:00~18:00
	エリア3 (紫)	ウ、エ、カ	8:00~18:00
	エリア4 (紺)	ウ、カ	8:00~18:00

③警備誘導用資機材の設置及び撤去

駐車禁止用・立入禁止場所用コーン、鉄柵・プラ柵、スピーカー、メガホン、無線、看板類等

※委託契約後、本市が提示する過去の具体例を参考にすること。

【警備誘導計画の作成及び関係機関との協議】

①警備誘導計画の作成及び提出

本業務を実施するにあたり、以下に挙げる警備に関する計画書等を作成し、提出すること。

- ア 警備誘導基本方針（警備上の重点事項含む）
- イ 警備誘導実施計画（座席計画、再会の広場実施計画、警備誘導配置場所及び人数、各配置場所の業務内容、緊急時対応等）
- ウ 警備誘導組織及び連絡体制（緊急時含む）
- エ 会場入場及び退場動線図
- オ 送迎車両対策
- カ 警備用資機材配置
- キ 誘導用資機材配置

②関係機関との協議

警備誘導計画は、本市や警察署、他の業務受託者、埼玉スタジアム2002指定管理者等と必要な打合せを行ったうえで作成すること。また、打合せした事項については議事録を作成すること。

【報告書等の作成・提出】

上記の各業務の結果報告に加え、以下の報告書等についても適宜作成し、委託者と協議のうえ提出すること。また、この他にも、委託者が関連する業務において必要と認められる資料等の作成について依頼することがある。

- ・事業実施報告書
- ・本業務を通じて作成、入手した資料等
- ・打合せ議事録

なお、報告書等の提出方法は紙及び電子データとし、提出形式、方法等については、委託者と協議すること。

8 想定スケジュール

以下の想定スケジュールを踏まえた業務計画書を作成すること。業務の実施に当たっては、あらかじめ委託者の承認を得たうえで、必要な作業を実施すること。

なお、想定スケジュールについては、契約締結後及び契約締結中において、適宜変更することがある。

令和8年5月下旬	業務委託契約締結
令和8年9月末	警備誘導計画の確定
令和8年11月	参加者の事前申し込み開始
令和9年1月10日	前日準備
令和9年1月11日	二十歳の集い当日

9 委託者が実施すること

(1) 負担する経費

埼玉スタジアム2002使用料

本業務に係る会場使用料は、市が負担するものとする。

(2) 敷地等の利用申請

大門上池調節池底面広場

(3) ボランティアの出席依頼

ボーイスカウト、ガールスカウト、手話通訳者、要約筆記者

10 委託料の支払い

さいたま市業務委託契約基準約款に基づき、業務完了後、一括払いとする。

11 一般事項

- (1) 受託者は、委託者から本業務に関する連絡を受けたときは、直ちに協議に応じる等の対応をしなければならない。
- (2) 受託者に本要求水準書で定める事項から逸脱する行為が認められたときは、委託者は、調査の実施及び業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3) 受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生したときは、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担において誠実に行うものとする。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めることとする。
- (9) 本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守すること。

12 その他

- (1) その他項目に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。
- (2) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。